

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	銃猟の制限（日出前及び日没後に おける銃猟の禁止）の緩和	都道府県	滋賀県	
		提案事項管理番号	1006010	
提案主体名	滋賀県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律 第 88 号）第 38 条第 1 項

求める措置の具体的内容	<p>現行法で禁止されている日出前及び日没後における銃猟を一定の要件を満たしている場合には、日出前 30 分及び日没後 30 分までは可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>〔提案理由〕</p> <p>琵琶湖上にある竹生島には、カワウの大コロニーが形成されており、カワウが湖魚を食べることにより発生する水産被害や営巣時の枝折りや糞による土壌の酸性化により発生する植生被害が深刻化している。</p> <p>毎年、銃器による捕獲等の被害対策を行っているが、捕獲対象であるカワウの多くは、日出前に島を飛び立ち、日没後に帰ってくることから、日中の捕獲は効率的ではない状況である。</p> <p>竹生島は観光客がいなくなれば、他の陸地等とは違い、無人となることから、次のとおり実施することにより、効率的に捕獲を行うこととしたい。</p> <p>〔実施内容〕</p> <p>日出前および日没後における銃猟について、次の要件を満たす場合に限り、日出前 30 分日没後 30 分までを限度として実施する。</p> <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無人島など一帯を立入禁止にすることにより、確実に無人状態であることが確認できる範囲で実施すること。 2 国、地方自治体またはこれらが事務局となる協議会から業務を受託等して駆除を行う場合であって、事故が起こった際の責任の所在が明確であること。 3 エアライフルまたは散弾銃によること。 4 捕獲する対象は鳥類（竹生島においては、カワウ）であること。（射角が上向きであること。）

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	有害物質が企業活動（製造・使用） に由来しない場合の有害物質使用 特定施設等の適用免除	都道府県	大分県	
		提案事項管理番号	1013020	
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	水質汚濁防止法第二条第8項（有害物質使用特定施設の定義）、第十二条の四（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務） 水質汚濁防止法施行規則第六条の二（有害物質を含むものとしての要件）

求める措置の具体的内容
<p>有害物質使用特定施設に該当するかどうかについて、企業活動に起因しない有害物質量を除外し判断する。</p> <p>（有害物質が企業活動由来でない物質のみの場合は、有害物質使用特定施設に該当しないこととし、構造基準等の遵守義務を免除する。）</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生しているため、適用は合理的な範囲とする必要がある。</p> <p>有害物質使用特定施設の適用対象となる有害物質の基準は、検出下限未満（不検出）以外は該当することとなるが、使用水の由来（例えば河川水等）によっては、最初から有害物質が含まれる場合がある。そのような場合でも、現行では有害物質使用特性施設の対象となるため、有害物質が企業活動に起因しない場合、同施設の対象外にすべきである。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	有害物質使用特定施設等該当の判断となる有害物質の検出基準の見直し (地下水の環境基準の適用)	都道府県	大分県	
		提案事項管理番号	1013030	
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	水質汚濁防止法施行規則第六条の二(有害物質を含むものとしての要件)

求める措置の具体的内容
有害物質使用特定施設の対象外となる施設要件について、有害物質の基準を現行の不検出から地下水の環境基準未満に変更する。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生しているため、適用は合理的な範囲とする必要がある。</p> <p>法の目的の一つは地下水の水質汚濁防止であるが、地下水の環境基準値未満の有害物質が仮に土壌へ漏えいしても、汚染を拡散しないため有害物質特定施設等に該当するかどうかの判断等は、地下水の環境基準を上回る有害物質の有無で判断することが適当である。</p> <p>なお、公共用水域へ排水するものはすべて大分県・大分市と公害防止協定に基づき許容濃度を定めており、窒素やりんなどは排水基準より厳しい規制値となっている。公害防止協定に基づき、定期的に測定、一部は24h監視を行い、結果の報告も毎月実施するなど、モニタリングの体制は整えている。その他の排水基準項目についても、定期的に分析を実施しており、排水基準値以下を確認している。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	有害物質使用特定施設等該当の判断となる有害物質の検出基準の見直し (公共用水域の排水基準の適用)	都道府県	大分県	
		提案事項管理番号	1013040	
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	水質汚濁防止法第二条第2項第一号(有害物質の定義)

求める措置の具体的内容
有害物質使用特定施設の対象外となる施設要件について、有害物質の基準を現行の不検出から公共用水域の排水基準未満に変更する。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生しているため、適用は合理的な範囲とする必要がある。</p> <p>公共用水域の排水基準未満の有害物質であれば、仮に漏洩しても公共用水域の汚染を拡大しない。また海に臨するコンビナートにおいては、地下水や生活排水を汚染する可能性も少ないため、有害物質特定施設等に該当するかの判断は、公共用水域の排水基準を上回る有害物質の有無で判断することが適当である。</p> <p>なお、公共用水域へ排水するものはすべて大分県・大分市と公害防止協定に基づき許容濃度を定めており、窒素やりんなどは排水基準より厳しい規制値となっている。公害防止協定に基づき、定期的に測定、一部は24h監視を行い、結果の報告も毎月実施するなど、モニタリングの体制は整えている。その他の排水基準項目についても、定期的に分析を実施しており、排水基準値以下を確認している。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	共同排水処理施設に対する有害物質使用特定施設の適用除外	都道府県	大分県	
		提案事項管理番号	1013050	
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	水質汚濁防止法第二条第2項（特定施設の定義） 水質汚濁防止法施行令第一条（別表第一の74） 水質汚濁防止法第二条第8項（有害物質使用特定施設の定義）

求める措置の具体的内容	特定施設のうち、水質汚濁防止法施行令の別表第一の74は有害物質特定施設の対象外にする
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>活性汚泥を利用する共同排水処理施設ではアンモニア水を使用するため、有害物質使用特定施設の対象となる。しかし、活性汚泥を利用する場合であっても事業場個別の排水処理は特定施設ではないため対象外となっている。いずれもアンモニア水が存在するのに、合理性にかけると考えられる。</p> <p>また、共同排水処理施設は複数の事業所から配管がつながっているため、全ての配管が検査対象となり、構造基準への適合工事や点検範囲が莫大なものとなる。コスト面などにおいて、環境管理として企業が許容できる負担を超えているため、見直しが必要である。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定外来生物（植物）の保管・運搬規制の適用除外	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1016030
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律） 第 18 条

求める措置の具体的内容
<p>外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）第 4 条で、規制されている特定外来生物の一時保管・運搬について、対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策をしている場合は、同法第 18 条で定める確認、認定を受けなくても一時保管・運搬を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>個人やボランティア等による特定外来生物（植物）の小規模な防除について、外来生物法の確認・認定を受けなくても、ビニール袋詰めによる逸出防止措置を行えば、長野県下における外来生物法における一時保管・運搬の規制をかからなくする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>特定外来生物に指定された植物の拡大により、生態系や景観の阻害等が発生し、美しい自然環境の観光地における魅力の低下等、経済活動へも大きな影響がある。特定外来生物の駆除は、捕獲が規制されている哺乳類と鳥類を除き、誰でも自由に行うことができるが、特定外来生物を生きたまま運搬することは、例外規定※はあるものの、逸出等の懸念から原則禁止されている。</p> <p>しかし、植物は運搬時の注意により逸出の懸念は低く、袋に入れて適切な処理ができれば、誰もが駆除できるようにすることで地域住民等による自主的な駆除対策が更に広がると考えられる。</p> <p>なお、本提案は、H24.12.13 の中央環境審議会から意見具申された「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」として、短期的に講ずべき必要な措置内容であり、環境省の課題に対しての解決にもつながる。</p> <p>※例外規定： 国の職員が関係法令に係る業務として行う運搬、地方公共団体の職員が主務大臣から確認を受けた防除実施計画に基づき行う場合、それ以外の者が主務大臣から認定を受けた防除実施計画に基づき行う場合 等</p> <p>【代替措置】</p> <p>運搬時に対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策を行うことを条件とするので、逸出の懸念は低い。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130070	プロジェクト名	COI プロジェクト	
要望事項 (事項名)	研究目的排水の廃棄物処理法に係る業の許可が不要となる条件の明文化	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1016050	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	平成 18 年 3 月 31 日交付 環廃産発 060331001 号 環境省産業廃棄物課長通知

求める措置の具体的内容
<p>様々な排水等を実証試験プラントを保有する大学に搬入し、排水等の処理の実証試験が円滑に実施できるよう、大規模な実証試験については廃棄物処理法に係る業の許可不要について明文化してほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>大学内の実証プラントにおいて、様々な水質を踏まえた実証試験を実施するため、ある程度の規模の排水等を用いた水処理実証試験が必要となる。この場合、国内工場からの排水等（産業廃棄物）を円滑に大学内に持ち込み試験研究ができるよう、国として、大規模な実証試験については無許可での実施ができることを明文化してほしい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>文部科学省のCOI事業として、海水、かん水、油を含む水から、塩分や油等を除去して、生活用水、工業用水、農業用水として利用するため、造水性、耐熱・耐久性を飛躍的に向上させた物質分離材料の開発、モジュール化、プラント化等の構築を実施する。</p> <p>今後、大学内の実証プラントにおいて水処理の性能試験を実施する場合、例えば、国内工場から排出される排水（産業廃棄物）をドラム缶等の搬送容器に入れて大学内の実証プラントに搬入することが必要となる。</p> <p>取り扱う産業廃棄物の量が必要最小限の量であるか等の情報を基に、都道府県知事が試験研究に該当すると認めれば、産業廃棄物処理業等の許可を要さないこととなっている（平成 18 年 3 月 31 日交付 環廃産発 060331001 号 環境省産業廃棄物課長通知）が、その量の判断はあいまいである。そのため、ある程度の大規模な実証試験が想定されることから、国として、大規模な実証試験については無許可での実施ができることを明文化してほしい。</p> <p>【代替措置】</p> <p>研究開発を進める企業、大学等が制度の趣旨や手続き等の理解を深めた上で、手続き等のノウハウの蓄積、共有化を強化し、法律の趣旨に沿った運用になるよう配慮する。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟の要件緩和 (狩猟期間の延長)	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1016110
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項、第11条第2項、第14条第2項及び同法施行規則第9条

求める措置の具体的内容
<p>狩猟鳥獣のうち都道府県知事が定めた鳥獣について、わな等を用いた狩猟について、狩猟期間を通年とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>野生鳥獣の狩猟による捕獲を促進するため、狩猟期間を現行の11月15日から2月15日までとする規制を、都道府県が鳥獣保護法第4条に基づく「鳥獣保護事業計画」において特に定めた狩猟鳥獣に限り、わな及び銃（わな猟の止めさしに使用する場合に限る）に限って廃止し通年とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>個体数が増加している野生鳥獣による農林業被害や、高山帯における希少植物の食害等が近年顕在化し、個体数管理のための捕獲推進が必要となっている一方、減少と高齢化が進んでいる捕獲を担う狩猟者を確保することが喫緊の課題となっている。また、捕獲した個体のほとんどを埋設処分しており、捕獲個体を有効利用することが課題となっている。</p> <p>今回提案する規制緩和により、野生鳥獣の捕獲が促進され、農林業被害や高山帯での食害等の軽減が図られる。また、捕獲した鳥獣の食肉としての販路の確保や処理施設の整備等を併せて行って活用することにより、山村地域における新たな産業の創出が図られ、若者の雇用機会の確保による人口流出の抑制に資することができる。</p> <p>【代替措置】</p> <p>わなの通年設置には事故防止が必要であるが、設置が義務付けられている標識を見易い位置にするなどの工夫により対応出来る。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟の要件緩和 (狩猟免許取得年齢の引き下げ)	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1016111
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条

求める措置の具体的内容
網及びわなの免許を受けることが出来る年齢を18歳以上とする。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>網及びわなに係る狩猟免許の受験資格を現行の20歳以上とする規制を18歳以上に引き下げ、若者の地域における捕獲活動への参加促進を図る。</p> <p>【提案理由】</p> <p>個体数が増加している野生鳥獣による農林業被害や、高山帯における希少植物の食害等が近年顕在化し、個体数管理のための捕獲推進が必要となっている一方、減少と高齢化が進んでいる捕獲を担う狩猟者を確保することが喫緊の課題となっている。また、捕獲した個体のほとんどを埋設処分しており、捕獲個体を有効利用することが課題となっている。</p> <p>今回提案する規制緩和により、野生鳥獣の捕獲が促進され、農林業被害や高山帯での食害等の軽減が図られる。また、捕獲した鳥獣の食肉としての販路の確保や処理施設の整備等を併せて行って活用することにより、山村地域における新たな産業の創出が図られ、若者の雇用機会の確保による人口流出の抑制に資することができる。</p> <p>なお、網及びわな免許の取得年齢については、現在環境省の野生鳥獣保護管理のあり方小委員会で、引き下げについて議論されていることを踏まえ、提案するものです。</p>

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	広域認定制度の対象の緩和	都道府県	岐阜県	
		提案事項管理番号	1023010	
提案主体名	駄知陶磁器工業組合			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の8及び第12条の12の10

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定制度で強化磁器食器を含む磁器食器類（陶磁器くず）を対象とする場合においては、その製造者に限定せず回収できるようにすることを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生利用品目にある廃プラスチック類や廃タイヤと異なり、陶磁器産業界（製土会社と公的機関）が把握している磁器素材は、成分分析・組成データでも明らかのように同等素材である。各々の製陶会社は、同等素材の磁器陶土を製土会社から入手して、陶磁器食器を製造している。そこで、現行の広域認定制度では同等素材である他社製を回収できないことについて、その製造者に限定せず回収できるようにすることを求める。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 磁器素材に元々JIS規格はないが、分析データで同等であることが分かっている。しかし現行法では、メーカーは混在した廃磁器食器（強化磁器含む）を分別させ自社製のみしか回収できないのである。 ・ 経営資源（粉碎処理機含め）を持つ駄知町で廃食器を回収できれば、高齢者雇用事業で廃食器が分別でき、安価で高品質な再生陶土を作ることができる。また、製造販売事業者等に広域認定を取得させ、排出事業所と処理行程で直接関与することで、利用者の意見を取り入れたエコ食器が生産でき、収集運搬、粉碎処理事業も確立でき、雇用拡大にも貢献できるのである。

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	再生利用認定制度の対象の緩和	都道府県	岐阜県
		提案事項管理番号	1023011
提案主体名	駄知陶磁器工業組合		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の2及び第12条の12の4

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用認定制度の対象に「廃食器（強化磁器食器を含む磁器食器類（陶磁器くず））を粉砕し、陶磁器食器の原材料として使用する場合」を追加することを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生利用品目にある廃プラスチック類や廃タイヤと異なり、陶磁器産業界（製土会社と公的機関）が把握している磁器素材は、成分分析・組成データでも明らかなように同等素材である。各々の製陶会社は、同等素材の磁器陶土を製土会社から入手して、陶磁器食器を製造している。そこで、再生利用認定制度で「廃食器（強化磁器食器を含む磁器食器類（陶磁器くず））を粉砕し、陶磁器食器の原材料として使用する場合」を追加することを求める。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、再生利用の内容の基準（施行規則第12条の12の4）に合致するものである。経営資源（粉砕処理機含め）を持つ駄知町で廃食器を回収できれば、高齢者雇用事業で廃食器が分別でき、安価で高品質な再生陶土を作ることができる。また、製造販売事業者等に広域認定を取得させ、排出事業所と処理行程で直接関与することで、利用者の意見を取り入れたエコ食器が生産でき、収集運搬、粉砕処理事業も確立でき、雇用拡大にも貢献できるのである。

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130120	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1032060	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項、第7条第6項</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第2条第2項、第2条の3第2項</p> <p>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」第19条、第21条第2項</p>

求める措置の具体的内容	<p>一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物である剪定枝等の再生利用事業を効果的に推進するためには、市町域を超える収集運搬が必要であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用が進んでいない。また、市町において再生利用指定制度等を活用した積極的な取組は一部。 再生利用の必要性について市町の理解を深めるためにも、食品廃棄物と同様に、剪定枝等の再生利用が担保されている場合には、主務大臣が再生利用事業計画を認定することにより、関係市町の一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例措置を認め、剪定枝等の再生利用を促進したい。

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130130	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験における試験項目の 一部免除	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1032070	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 第53条

求める措置の具体的内容
<p>狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除し、受験負担を軽減すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県では、狩猟後継者（特に銃猟）の確保が喫緊の課題となっており、銃猟見学会やシューティングシミュレーターによる銃猟模擬体験会の開催などの狩猟後継者確保策に鋭意取り組んでいるところである。 ・ 狩猟免許試験の実施にあたっては、開催箇所の増加や休日開催の実施など受験者の利便性向上のための様々な取り組みを行っており、さらなる利便性の向上、狩猟免許受験者の増加策の一つとして、銃砲所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。 ・ 免許試験における「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」の確認が事故の未然防止と安全確認を進める上で重要なことは認識しているが、本県の提案趣旨にご理解願いたい。

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区における狩猟期間中の 特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1032080
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第 11 条第 1 項 第 28 条

求める措置の具体的内容
<p>農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣（シカ・イノシシ）に関し、狩猟期間中に「わな」による捕獲をすることができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<ul style="list-style-type: none"> 希少な鳥獣の保護等を目的に設定された鳥獣保護区における鳥獣の捕獲行為は特定者に対する許可に基づく有害等捕獲に限定されている。一方、農林業被害には有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせる総合的に推進すべきであるが、一部地域では過疎等により有害捕獲に従事する狩猟者が減少しており、その取り組みで補いきれない状況となっている。 そのような鳥獣保護区においてのみ、捕獲圧を一時的に強めるため、被害が減少するまでの期間、特定鳥獣（シカ、イノシシ等）に限定し、特定猟法（わな）での狩猟を可能とすることを提案しているものである。 鳥獣被害が低減しないことによる保護区の廃止要望もあることから、永続的・安定的な保護区設定のため、本県の提案趣旨をご理解願いたい。

13 環境省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	130150	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	引越時に発生する廃棄物の取扱い に関する特例	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1045010	
提案主体名	くろがね工業(株)			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第1項第10号</p> <p>引越時に発生する廃棄物の取り扱いについて</p> <p>—引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル— (平成15年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)</p>

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けている引越業者においても、「引越時に発生する廃棄物の取り扱いについて—引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル—」の5.1の解説（3）のただし書きを適用できるようマニュアルを変更していただきたい。</p> <p>すなわち、同ただし書きでは一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けていない引越業者において、一定の条件をクリアすれば、自社が管理する所定の場所までの引越廃棄物の運搬と積替・保管が認められている。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>当社は、一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けた業者として、一般廃棄物収集運搬業や引越業を営んでいるが、積替・保管の許可を受けていないことから、引き取った廃棄物（引越廃棄物を含む）は、積替・保管を行うことなくその車両に積んだままで、24時間以内に処分場に持ち込まなければならないと管轄自治体である北九州市から指導を受けている。</p> <p>家庭の引越の際に発生する引越廃棄物は少量の場合が多く、その都度遠隔の処分場まで運搬するのは効率が悪い。さらに、処分場の受付時間外は持込みが出来ず、翌日の持込みとなると車両の配車がうまくいかず翌日の業務に差支える。そこで、積替・保管が可能となる変更許可を検討したが、北九州市では収集運搬業者には積替・保管の許可を出さない方針であることがわかった。</p> <p>一方、「引越時に発生する廃棄物の取り扱いについて—引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル—」の5.1の解説（3）のただし書きでは一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けていない引越業者において、一定の条件をクリアすれば、自社が管理する所定の場所までの引越廃棄物の運搬と積替・保管が認められている。そこで、一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けて</p>

いる引越業者においても、同条件下での引越廃棄物に限り積替・保管を認めるよう、マニュアルを変更していただきたい。これにより、処分場までの運搬効率が上がるのみならず、引越車両の配車効率も上がる。